

令和3年余市町議会第5回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時48分

○招 集 年 月 日

令和3年10月6日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年10月6日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 3番 中井寿夫

余市町議会副議長 17番 土屋美奈子

余市町議会議員 1番 野呂栄二

〃 2番 吉田 豊

〃 4番 藤野博三

〃 5番 内海博一

〃 6番 庄 巖龍

〃 8番 白川 栄美子

〃 9番 寺田 進

〃 10番 彫谷吉英

〃 11番 茅根英昭

〃 12番 近藤徹哉

〃 13番 安久 莊一郎

〃 14番 大物 翔

〃 15番 中谷 栄利

〃 16番 山本 正行

〃 18番 岸本 好且

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔

副 町 長 細 山 俊 樹

総 務 課 長 増 田 豊 実

地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光

財 政 課 長 高 橋 伸 明

民 生 部 長 上 村 友 成

環 境 対 策 課 長 成 田 文 明

経 済 部 長 渡 辺 郁 尚

建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹

建 設 課 長 篠 原 道 憲

水 道 課 長 照 井 芳 明

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽 生 満 広

主 任 細 川 雄 哉

書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議長の諸般報告

行政報告

第 3 報告第 1号 専決処分の報告について

第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

（令和3年度余市町水道事業会計補

○欠 席 議 員 （0名）

正予算（第1号）
第5議案第1号 工事請負契約の締結
について

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第5回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、報告2件、他に議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号16番、山本議員、議席番号18番、岸本議員、議席番号1番、野呂議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和3年余市町議会第5回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、報告2件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第1号））、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましても審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、須貝総務部長は身内不幸のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

また、ただいま出席している以外の説明員につきましては、自席にて待機願っておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償について、行政報告を申し上げます。

本件は、本年8月12日早朝、道道余市港線において漏水事故が発生したことにより、周辺の水産加工業者へ漏水による影響を調査しましたところ、注意喚起の周知前に加工作業をしていた水産加工業者の製品に、配水管内の水に含まれるカルシウムやマグネシウム等の無機塩類化合物が混入したことにより、損害を与えたものでございます。

損害賠償について相手方と示談交渉を行ってまいりましたが、このたび示談が成立しましたことから、その概要をご報告申し上げます。

事故の概要につきましては、令和3年8月12日午前4時半頃、港町87番1地先の道道余市港線歩道内に埋設されている配水管から漏水が発生し、復旧工事のため水流の減圧にて作業をしておりましたが、管内水圧が変化したため、流速の変化や通常の流れから予期しない管網の流れとなり、配水管内に無機塩類化合物が発生したことによるものであり、水産加工業者への注意喚起の周知が午前8時半頃であったため、周知前に作業をしていた相手方の製品に損害を与えたものでございま

す。

今回、漏水事故が発生しました配水管につきましては、来年度より老朽管の布設替えの計画となっているところであり、今後におきましては、漏水事故が発生した場合には、早急な対応に努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについての以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（照井芳明君） ただいま一括上程されました報告第1号 専決処分の報告について並びに報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げます報告2件につきましては、さきに行政報告にてご報告申し上げました令和3年8月12日に発生した道道余市港線沿いの配水管の漏水事故により商品に損害を与えたことによる損害賠償に係る和解及び賠償額の決定についてと、その補正予算の計上でございます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてにつきましては、関係者と示談交渉を行い一定の合意に至ったことから、地方自治法第180条第1項

6億5,966万円、補正予定額165万円、計6億6,131万円。

第2項営業外費用、既決予定額9,770万2,000円、補正予定額165万円、計9,935万2,000円。

1ページをお開き願います。次に、令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、補正額165万円、第2項営業外収益、補正額165万円、第5目雑収益、補正額165万円につきましては、水道事業が加入しております損害賠償保険による保険金の増額補正を行ったものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正額165万円、第2項営業外費用、補正額165万円、第3目雑収益、補正額165万円につきましては、損害賠償額の増額補正を行ったものでございます。

以上、報告第1号並びに報告第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告2件について、これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 来年やろうと思っていたところがこういう形になってしまったというのは1つ無念であると思います。

今回保険対応されたということだったのですが、それはそれでいいのだけれども、通常保険というものは使うと翌年とかに保険料が上がるというパターンが非常に多いと思うのですが、今回うちが使った保険というものはそういう性質になっているのでしょうか。事が起きて保険出動はしたけれども、毎年払わなければいけない保険料はそのままいくのか、あるいはそういう

事故などが発生して保険出動した場合は、それに応じて負担金が増えていくという仕組みになっているのか。負担が増えていくとすれば、どの程度になるというふうに今のところ見込まれているかというのが1つ目。

2つ目としては、結局漏水事故という形でございますので、解決するまでの間に水は流れ出てしまったわけですね。これというのは、どの程度供給した水を失ってしまったのかと。原価ベースでもいいですし、収益ベースでもいいのですが、金額にするとどの程度の損害になると見込んでいらっしゃるのか。

3つ目としては、これによって年度末の決算が変わってくると思うのです。当然有収水量も多分下がるでしょうし、その辺はどういうふうになって、水道会計の決算見通しはどのように影響したか、この3点をお願いします。

○水道課長（照井芳明君） 14番、大物議員からのご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の保険金の関係なのでございますけれども、やはり保険を使いますと、その分翌年度以降の保険金の額につきましては増額という形になってございます。ただ、今年度はまだ全て終わっていない状況でございますので、どれくらいの増額になるかというのは見込んでいないような状況でございます。

2点目の漏水のどれくらいの影響額があったかというご質問でございます。それにつきましては、大体推定漏水量としましては1時間当たり180立方メートルという形になってございますので、おおよそですけれども、4時間程度の漏水かと考えてございます。まだその辺の影響額については算出してございませんので、ご了承願いたいと思います。

3つ目の決算の今後どのようになるかということでございますけれども、こちらも今年度終了に向けまして見込みを立てまして算出したいと考え

てございますので、こちらの段階では答弁できないということでご了承いただきたいと思ひます。

○14番（大物 翔君） 1点目は分かりました。おおむね4時間程度水が流れていただろうと。ただ、金額まで算出してないからあれだよということは分かりました。

おっかないなと思つたのは、来年やろうと思つてこういう事態になつたわけですがけれども、事実かどうかは分からないけれども、聞いたら昔一回そこを直した場所の辺りだったとも聞くのです。その直したところのすぐ近くの継ぎ目のところが弱つていて水噴いたのではないかという話も当初流れていたと思うのです。その辺どうだったのかなというのがあるのと、もしそういうことが起きたのだとすれば、過去に直したのだけれども、片方は新しいのだけれども、片方は古いままというところの継ぎ目が危なくなってくる可能性は考えられるなと思うのです。だから、もし取り替えた部分があつたのだとしたら、要は取り替えてから何年間ぐらいで駄目になつてしまつたのか。同じような年限がたつてしまつている場所というのもそこかしこにあるのではないかなと思うのです。それってどのぐらいの箇所があるのかなというのが気になることです。そういう過去に直したところがあるとなれば、ではそこはいつ頃直すという計画で今のところ動いていたのかということも大切なのではないかなと。場合によっては、ほかのところでもまた噴いてしまう可能性も十分考えられるわけですから、その辺りはどのように押さえていらつしゃいますか。

○水道課長（照井芳明君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、今回漏水事故が発生した場所につきましては、平成20年7月に同じように漏水事故が発生してございます。過去の漏水の場所につきましては、やはりこちらの余市港線の近辺と国道229号、こちらのほうが大きな漏水事故が発生していると

ころでござひます。今後年次計画、もしくは総合計画に基づきまして、順次更新作業を考えてまいりたいと存じますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○15番（中谷栄利君） 行政報告聞いたので大体経過は分かりますけれども、1つはこの漏水が原因で水産加工に関わる事故が起きたということでの問題について2点ほどお伺ひしたいのですが、1つは港地区水産加工業、早朝からの仕事に携わっている人たちが大変多い地域の中で残念な事故が起きてしまつていますが、今の大物議員への答弁の中でも平成20年7月に、以前にもそういったことがあると。まして水を多く使うところでのそういった事故に対する対応、まず1つ聞きたいのは事故管理のマニュアルや危機管理に対する体制が水産加工団地ということではどういふ対応になつていたか、その事故管理の状況をお尋ねしたい。

また、2つ目として、今……の水産加工ということではなつていますが、どのような形で事故の発生が確認できたのか。また、他に対する影響は一体どうなつているのか、そういったことも含めてお尋ねしたいと思ひます。

○水道課長（照井芳明君） 15番、中谷議員からのご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目につきましては、水道事故等危機管理マニュアルというのがござひまして、それに沿つて対応しているところではござひますけれども、今回工事については早急に対応できた部分がござひましたけれども、連絡網につきまして若干遅れたところがありまして、こちらの周知前に作業を行つていたということがござひます。ですから、こちらの点も反省点といたしまして、復旧作業、周知、連絡等につきましてはあらゆることを想定しながら適切に対応ができるようにマニュアルの再度の見直しをしていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2点目の漏水の発見の時刻でござひますけれど

も、午前4時半に通報がありまして、水道課の職員が午前5時頃向かいまして、復旧のほうを準備して行ったという経過がございますので、ご理解願いたいと思います。

○15番（中谷栄利君） 2点目について、順序先になってしまって申し訳ありませんが、事故発生ということで私の聞き方が悪かったのでしょうかけれども、・・・・・・・・の水産加工に関わって不純物が入り損害を被ったということに対しての事故ということで、そういった業者1件で、これは向こうのほうからこういった被害があったということで発生して連絡を受けて初めて分かったのか、それともこちらのほうからこういうふうな漏水事故が起きて、こういった予想もしない管網から流れているので、いろいろな業者に対して状況調査して分かったのか、そういうことを含めてどうだったのか。そして、この1件で考えられるのか。問題は、食品に関わるものですから、相当な危機管理に対応しなければならない問題だと思っていますので、質問しております。

1件目については、そういったマニュアルがあって対応しているという話ですが、水を取り扱う早朝からの仕事を行っている人たちがいるわけなので、果たしてそういった業者はどのように操業されているのか、そういった情報だとかを含めて、絶えずいろいろな当初の計画よりもこのように操業スタイルが変わってきているという情報に対して敏感でなければならないと思うのですが、そういった意味での対応というか、そういった情報の収集という意味では気を配らなければならないところだと思うのですが、その辺での見直しも含めて今後検討してもらいたいと思いますが、その点についていかがですか。

○水道課長（照井芳明君） 15番、中谷議員からの再度の質問に答弁申し上げます。

まず、今の1点目の事故の発生のことに関してなのですが、まず確かにこちらとしても事

故が起きるのではないだろうという想定の下であったのですが、濁り水が発生したという通報があって初めて分かったところがございます。ただ、それを受けまして、他の事業者につきましても、こちらのほうから漏水ということを周知した後にどのような状況であったかという確認をさせていただいたところがございます。そちらにつきましては、どこも濁り水が発生したとか、そういう案件はなかったということで理解してございます。

そして、2点目のマニュアルに基づきまして、今後もこういう漏水事故が発生した場合につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、復旧作業、周知、連絡につきましてもあらゆることを想定しながら適切に対応ができるように再度確認してまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○15番（中谷栄利君） 濁り水が発生して通報で分かったということなのですが、余市町で危機管理全体に関わって、今スマホを使ってラインだとかという形でいろいろ周知徹底されていることなのですが、時間が時間という問題ありますけれども、問題は再三しつこいですが、余市の水産業は命ですから、そこに携わっている操業者、まして従事されている人たちのことを考えると、一たび大きな事故になれば大変重大な問題だと思います。そういった意味で、この危機管理ということも併せて、事故発生して予断を許さない状況で調査中だということで、ライン等を使って操業者にあらかじめそういったものを周知させておいてやっておくということが今反省点として考えられることではないかなと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○水道課長（照井芳明君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁申し上げます。

確かに余市町水道事故等危機管理マニュアル、こちらを毎年更新しているような状況でございま

す。ただ、やはりこういう事故が発生したことによりまして、繰り返しの答弁となりますけれども、復旧作業、周知、連絡につきましては今回の水産加工団地、加工業者が多いところがございますので、その辺につきましても再度確認をして見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長(成田文明君) ただいま上程されました議案第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和3年度美園墓地地下壕充填工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

当該地下壕につきましては、美園墓地の町道美園線側の直下にあり、戦時中から存在しております。美園墓地は丘陵地にございますが、その下部を横に掘削して造られた地下壕で、その内部は風化によりもろい状況であり、経年的に天井部が浸食されるなど崩落の危険性がございますので、空洞の充填工事を行うものであります。

工事概要といたしましては、地下壕内部約2,700立方メートルの空洞充填工事でございますが、地下壕内での現場作業は安全管理上最小限の範囲とするべく地下壕上部からのポーリングによる充填剤注入を行うものでございます。本提案に先立ちまして、去る9月21日に執行されました入札にて受注者が決定されましたことから、このた

びご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年10月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和3年度美園墓地地下壕充填工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金1億4,355万円也。

4、工期、自令和3年10月11日、至令和4年3月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社代表取締役社長、和田哲也。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（白川栄美子君） 2点ほど確認とお願いとさせていただきますと思います。

まず1点目には、今課長からの説明の中で戦時中からのものだということでお伺いしました。私も議員になってから、あそこを何回か中を見たことがあります。気持ち悪かったのだけれども、見たらやっぱり崩れていたのです。今後これがどうなるのだろうというのをずっと思っていて、今回うちの寺田議員があの中に入って写真を撮ってき

たわけなのですけれども、あの写真を見たら、前回の見たときと今回の土砂の集まっている状況を見たらすごくぞっとしました。あの中天井の部分とお墓の地面の部分とどのぐらいの間があるのだろうと思うぐらいにぞっとしたので、今回これが進められるということで、何かあれを見てほっとしました。今回国の予算も使いながらということで、町長はじめ担当課、それから財政課も含めていろいろな努力しながら、苦労しながら今日に至ったのだろうなと思っております。

そういった部分で、今後の中で今工事が始まっていくわけなのですけれども、入り口はまず下のほうは民家があります。それから、上のほうはお墓があります。そういった中で、今後作業を進めていかなければならないと思うのですけれども、中に入っただけの作業はしないと思うのですけれども、この間担当課行って聞いたので、中に入っただけの作業はしませんという話は聞いたので、それは大丈夫だと思うのですけれども、周りは家もあるし、上はお墓もあるということも含めて、事故のないように、それから周りに気遣いながら作業していただきたいということをぜひとも業者のほうに伝えていただきたいと思っております。それが1点。

もう一つは、この業者は来年の3月25日に工事終わるとのことなのですけれども、この間担当課にも冬の間もずっと作業はするのだよという話聞きました。そういった中で、この業者は多分除雪作業にも加わっているのではないかなと思うのですけれども、空洞の作業している間の除雪の対応というのは大丈夫なのだろうか。そこの2点だけお伺いしたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 除雪の対応は今議題外ではあるのだけれども。

○8番（白川栄美子君） 除雪の対応という意味は、今後の中で除雪の関係も入札とかなんとかということになるのだろうと思うのですけれども、

ただ除雪に入った場合に、ここの業者の関わりというのはどう関わるのかな。うまく聞けないのですけれども、穴を空けるということにならないのかなというのが心配だったので、関係なければその部分は……

○議長（中井寿夫君） 白川議員に申し上げます。

それについては、違う場面あると思いますので、そこで質疑していただきたいと思いますので、1問目のみ答弁お願いしたいと思います。

○環境対策課長（成田文明君） 8番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

本工事につきましては、先ほど提案説明の中でご説明させていただいたところでございますが、安全管理上、中に入るのは最小限の範囲で行います。そういった中、空洞充填工事につきましては上部から行うのですけれども、空洞充填の確認等々で目視で入ることはあり得ると思います。そういった中でも先ほど申し上げたとおり最小限の範囲で確認のほうもしていきながら、安全対策に十分努めてまいりたいというふうに考えてございます。

一方でご指摘のございましたとおり、地先地権者、近隣住民の方々に対して安全管理もさることながら、発注者としても受注者の業者にも周知しながら、きめ細やかな対応と申しますか、配慮と申しますか、そういった部分も考慮しながら工事の施工をさせていただきたいと考えてございます。

○14番（大物 翔君） 今回埋めていくという話ですか、あまり例がない。あまり聞いたことない話だなと思うのです。道路のトンネルとかを古くなったから新しいのを掘って埋めていくというのはよく聞くのですけれども、あまり聞かないケースだなと思ったのですけれども、ただいずれにしてもお墓の下に穴掘って、しかも使用目的が目的だったとするならば、人間というのはおっかない生き物だなとつくづく感じさせられます。それは

それとして、本題ですけれども、上からボーリングかけて充填剤入れて埋めていくということだったのですけれども、それはそれでいいのだけれども、結局空洞状になっているところ、上から多分雪解け水だと思うのですけれども、浸食していつているところにどんどん入れて固めてしまうということだとは思いのだけれども、いかんせん地上にあるものですから、重力には勝てないと。だから、いずれ上からの浸食と併せて沈下していくということはあるのではないかなというふうに考えるのです、素人目に見て。ただ、土の中の出来事なので、そういうのの経過観察をしていかなければならないのだろうけれども、どうやってこれを見ていったらいいのだろうかという素朴な疑問があるのです。工事そのものはいいのですけれども、その辺の事後対応も含めてどう考えていらっしゃるのかなというのが大事になってくるかと思うのですが、どうでしょう。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

本工事を施工させていただくことに対しまして、補助金、国土交通省所管の特殊地下壕等対策事業の補助を活用させていただきます。そういった中、確かにご指摘のとおり非常に珍しい工事でございます。北海道内におきましてもこの補助を用いて施工したというのが、札幌市を除きますとおよそ20年ほど前になります。道東のほうだったのですが。札幌でもその間に2回ほど施工されたということは耳にしておりますが、確かに大変珍しいものでございます。今回上部のほうから充填剤を注入させていただいて、ある意味液体状のものが固体化しまして、充填されていくというような手法でございます。そういった中、ご指摘のとおり時間の経過、経年的な沈下というのは考えられないことではございません。その点につきましては、我々も美園墓地の安全管理上の問題でございますので、パトロールと申しますか、監視を

いたしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第5回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時48分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二